

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例施行規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１６日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市規則第８３号

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例施行
規則の一部を改正する規則

藤沢都市計画事業北部第二（三地区）土地区画整理事業施行条例施行規則（平成
４年藤沢市規則第２７号）の一部を次のように改正する。

第３５条中「第１０４条第８項」を「第１０４条第９項」に改める。

附 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３
号）附則第１条第２号の規定による施行の日から施行する。